

グローバルチャレンジ奨学金実施要項

(平成30年6月14日学長決裁)

(令和7年1月28日最終改正)

(目的)

第1条 この要項は、島根大学（以下「本学」という。）のグローバル化の推進及びグローバルな視野を持った人材を養成するため、支援基金規程（平成18年島大規則第153号）第4条第2号の事業として、長期留学や海外研修等にチャレンジする本学の日本人学生を支援するグローバルチャレンジ奨学金（以下「奨学金」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において「長期留学」とは、海外の大学・機関等へ6月以上の期間留学すること又は本学と国際交流協定を締結している大学へ交換留学することをいう。

2 この要項において「海外研修等」とは、前項に定める「長期留学」以外のもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 学生自らが企画する海外留学又は海外研修プログラム
- 二 本学以外の団体又は機関が実施する海外研修プログラム

(資格)

第3条 奨学金を申請できる者（以下「申請者」という。）は、本学の学部学生又は大学院学生とする。

(事業費)

第4条 奨学金は、支援基金委員会の議を経て、基金担当理事（支援基金規程第6条に定める支援基金を担当する理事をいう。）から予め通知された事業費により給付する。

(長期留学に対する奨学金)

第5条 長期留学に対する奨学金の額は、渡航先により次の各号のとおりとし、第3項に掲げる審査を経て、原則として給付対象者の長期留学の渡航前に給付する。なお、渡航先が複数ある場合は、最初の渡航先により奨学金の額を決定する。

- 一 アジア地域の場合 一人あたり1回15万円
- 二 その他 一人あたり1回25万円

2 前項の奨学金の給付を希望する者は、島根大学グローバルチャレンジ奨学金（長期留学）申請書（別紙様式第1号）を本学が予め指定する提出期限までに、グローバル化推進本部国際センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

3 センター長は、前項により提出のあった申請書を国際センター会議（グローバル化推進本部国際センター規程（平成25年島大規則第33号）第9条に定めるセンター会議をいう。以下同じ。）において審査し、奨学金給付の可否を決定する。

(海外研修等に対する奨学金)

第6条 海外研修等に対する奨学金は、一人あたり1回5万円とし、第4項に掲げる選考を経て、海外研修等の終了後に給付する。

2 前項の奨学金は、公募により給付希望者を募集する。公募は、センター長が実施する。

3 前項の公募に応募する者は、島根大学グローバルチャレンジ奨学金（海外研修等）申請書（別紙様式第2号）を、本学が予め指定する提出期限までにセンター長に提出しなければならない。

4 センター長は、前項により提出のあった申請書を国際センター会議において審査し、奨学金給付の可否を決定する。

（決定通知）

第7条 センター長は、第5条第3項による審査及び前条第4項による選考の結果を島根大学グローバルチャレンジ奨学金審査（選考）結果通知書（別紙様式第3号）により、申請者へ通知するものとする。

（奨学金の取消し等）

第8条 奨学金の給付対象となった者が、次のいずれかに該当する場合は、奨学金を給付しない。

一 奨学金を給付されるまでに退学又は転学したとき

二 奨学金を給付されるまでに懲戒処分を受けたとき

三 海外研修等に対する奨学金の給付対象となった者が、次条に掲げる報告書を提出しないとき

四 前各号のほか、申請書への虚偽の記載など奨学金の給付対象者として不適当な事実が明らかになったとき

2 奨学金の給付を受けた者が、次のいずれかに該当した場合は、給付済みの奨学金を返還しなければならない。

一 渡航前に退学又は転学したとき

二 渡航前に懲戒処分を受けたとき

三 長期留学に対する奨学金の給付を受けた者が、帰国後、次条に掲げる報告書を提出しないとき

四 前各号のほか、渡航を取り止めたとき、又は申請書への虚偽の記載など奨学金の給付対象者として不適当な事実が明らかになったとき

（奨学金給付対象者の責務）

第9条 奨学金給付対象者は、次の責務を負う。

一 奨学金の給付対象となった長期留学又は海外研修等が終了したときは、速やかに島根大学グローバルチャレンジ奨学金報告書（別紙様式第4号）をセンター長に提出しなければならない。

二 各種広報誌及びパンフレット等に掲載する奨学金の給付対象となった長期留学又は海外研修等に関する記事の原稿作成

三 前各号のほか、支援基金の広報活動等への協力

(事務)

第10条 本奨学金に係る事務は、関係する各部、課及び事務部の協力を得て、企画部国際課において処理する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年6月14日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月26日一部改正）

この要項は、平成31年4月26日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年9月2日一部改正）

この要項は、令和2年9月2日から実施する。

附 則（令和3年5月6日一部改正）

この要項は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月25日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年1月24日一部改正）

この要項は、令和5年1月24日から実施する。

附 則（令和6年2月8日一部改正）

この要項は、令和6年2月8日から実施する。

附 則（令和7年1月28日一部改正）

この要項は、令和7年1月28日から実施する。